

2026 年 7 月 17 日

「中小受託取引適正化法（旧下請法）の施行に関する企業調査（2026 年）」について

常陽銀行（頭取 秋野 哲也）の子会社である常陽産業研究所（代表取締役社長大森 範久）は、このたび「中小受託取引適正化法（旧下請法）の施行に関する企業調査（2026 年）」を実施しましたので、その結果を下記のとおりお知らせいたします。

当社は、地域のシンクタンクとして各種調査研究および総合金融サービスの提供を通じ、今後とも、地域の課題解決のためのさまざまな情報発信および取り組みを展開し、地域の成長と活性化に貢献してまいります。

記

1. 調査結果

茨城県内企業における中小受託取引適正化法（以下、取適法）の認知度は、全産業で「名称も内容も概要は知っている」が 56.9%で最も多く、次いで「名称も具体的な内容も十分に理解している」が 21.3%、「名称は聞いたことがあるが、内容はよく知らない」が 16.8%、「聞いたことがなかった」が 5.1%となりました。

また、取適法施行後、発注・調達業務で行った対応や見直しについては、全産業で「価格転嫁・価格協議の実施」（45.1%）が最も多く、次いで「手形払い廃止・支払条件の改善」（26.4%）、「社内体制の整備・担当者への教育」（22.3%）、「取引先の洗い出し・適用対象の再確認」（19.2%）となりました。なお、調査結果の詳細は別紙を参照してください。

2. 調査の特徴

本調査は「茨城県内主要企業の経営動向調査」※（以下、経営動向調査）の特別調査として、2026 年 6 月 1 日から 18 日に実施したものです。有効回答数は 197 社（製造業 88 社、非製造業 109 社）でした。なお、経営動向調査では、従業員数 300 人以上の大企業から 30 人未満の企業まで、茨城県内企業を幅広く調査対象としています。

※＜参考ニュースリリース＞ [2026 年 7 月 2 日付「茨城県内主要企業の経営動向調査結果（2026 年 4～6 月期速報）」について](#)

以 上

本件に対するご照会は、下記までお願いいたします
常陽産業研究所 地域研究センター（中橋・荒澤） 029-233-6735

「中小受託取引適正化法（旧下請法）の施行に関する企業調査（2026 年）」

取適法を認知している企業は約 8 割

—取引の適正化に向けた最大の課題は「価格転嫁・価格交渉」—

今回調査の概要

2026 年 1 月 1 日に、中小受託取引適正化法（以下、取適法）が施行された。取適法では、適切な協議を行わない価格決定の禁止や手形払いの禁止、さらに物流に関する不当な負担の是正などが盛り込まれている。施行から半年が経過したことを踏まえ、当社は、茨城県内企業を対象に、取適法への対応状況や課題などに関するアンケート調査を行った。調査結果は次の通りである。

「十分に理解している」と「概要は知っている」と回答した企業は約 8 割

茨城県内企業における取適法の認知度は、全産業で「名称も内容も概要は知っている」が 56.9%で最も多く、次いで「名称も具体的な内容も十分に理解している」が 21.3%、「名称は聞いたことがあるが、内容はよく知らない」が 16.8%、「聞いたことがなかった」が 5.1%であった（図表 1）。「十分に理解している」と「概要は知っている」と回答した企業は約 8 割に達し、多くの企業が取適法の内容を理解していることがうかがえる結果となった。一方、従業員規模別にみると、「十分に理解している」は 300 人以上では 42.3%であるのに対し、30 人未満は 10.0%で、企業規模による認知度に差がみられた。

最多の対応は「価格転嫁・価格協議」、9 割超が価格転嫁に至るも一部転嫁が中心

取適法施行後、発注・調達業務で行った対応や見直しでは、全産業で「価格転嫁・価格協議の実施」(45.1%) が最も多く、次いで「手形払い廃止・支払条件の改善」(26.4%)、「社内体制の整備・担当者への教育」(22.3%)、「取引先の洗い出し・適用対象の再確認」(19.2%) であった（図表 2-1）。順位に違いはあるものの、業種・従業員規模を問わず、いずれの区分でもこれらの項目が上位 4 項目を占めた（図表 2-1、2-2）。

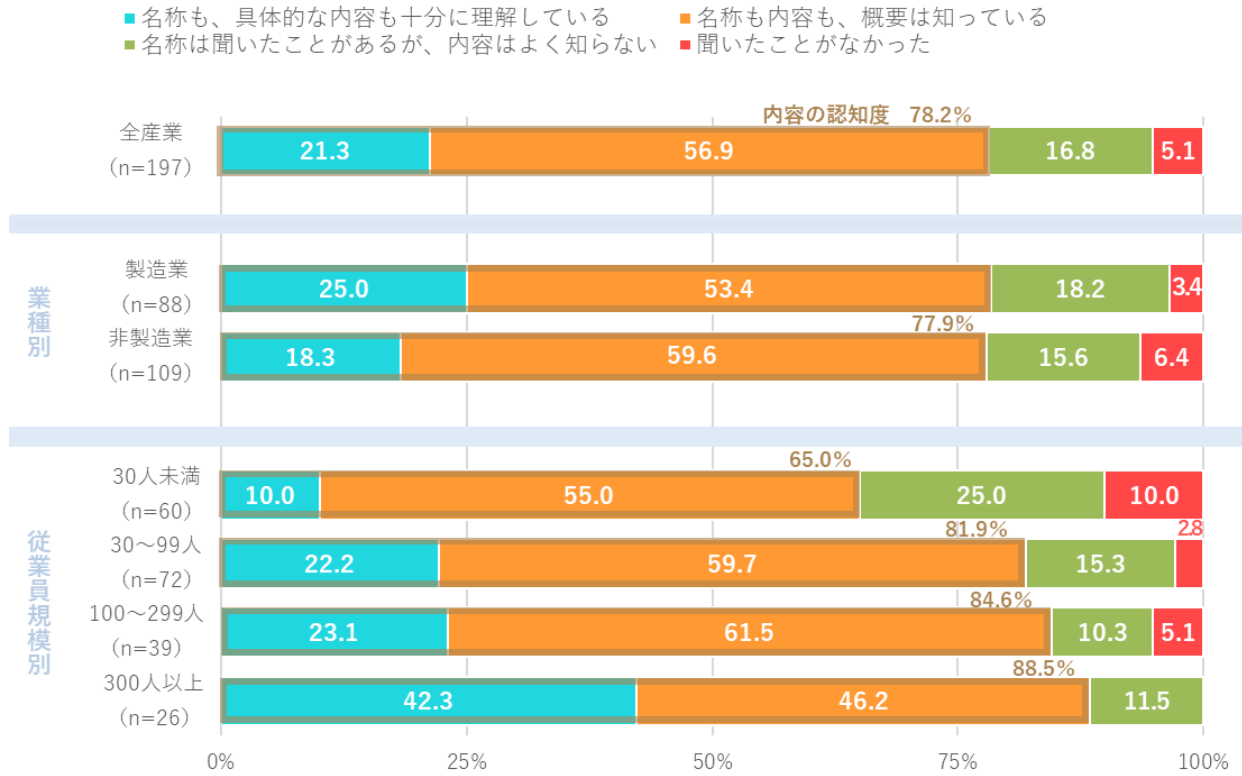
最も回答が多かった「価格転嫁・価格協議の実施」を挙げた企業に対し、価格転嫁（値上げ）に関する協議の状況について聞いたところ、全産業で「コスト上昇分の一部を価格転嫁」(67.6%) が最も多く、次いで「コスト上昇分全額を価格転嫁」(24.3%)、「価格転嫁には至らなかった」(2.7%) であった（図表 3）。価格転嫁に関する協議を行った企業では 9 割超で価格転嫁に至っているものの、多くは一部転嫁にとどまり、仕入価格上昇等によるコスト増を十分に吸収できていない状況がうかがえる。

適正化の最大の課題は「価格転嫁・価格交渉」、正しい法解釈と対等な協議が求められる

取引の適正化に向けた課題については、全産業で「価格転嫁・価格交渉の難しさ」(54.5%) が最も多く、次いで、「社内体制の整備・担当者への教育」(19.8%)、「業界の慣習」(15.5%)、「法律の対象となる取引先・対象範囲の把握と判断」(15.5%) となった（図表 4-1、4-2）。

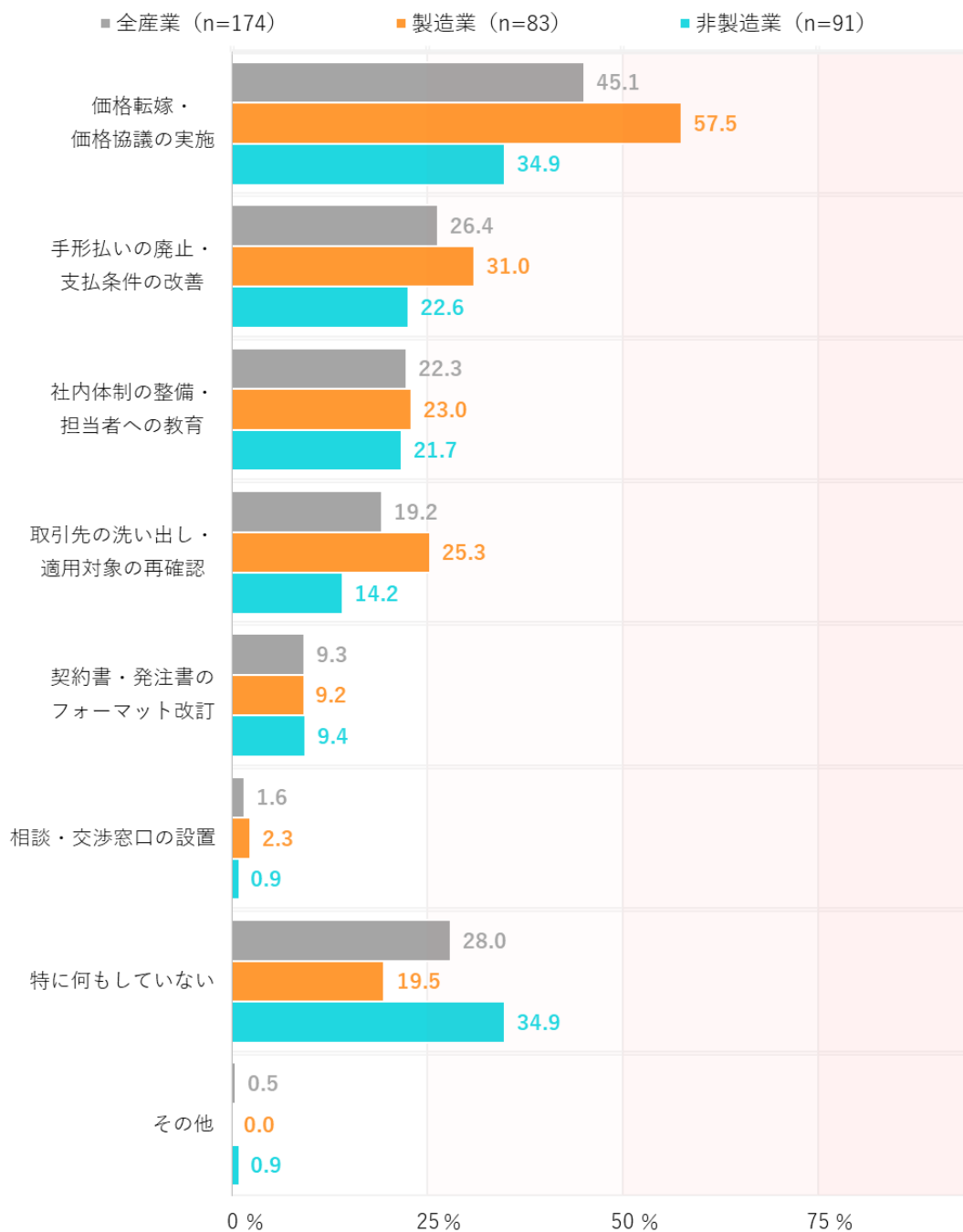
企業からは、「取引条件の変更交渉などで、取引先が法律を都合よく解釈するケースがある」（卸売業）などの声も聞かれている。今後は、受注側が法令や取引条件を十分に理解したうえで根拠に基づく協議を行うとともに、発注側も取適法の趣旨に沿って社内の法解釈や対応ルールを整備し、取引先と対等な関係で誠実に協議することがより一層重要になると考えられる。

図表1 取適法の認知度（業種・従業員規模別）



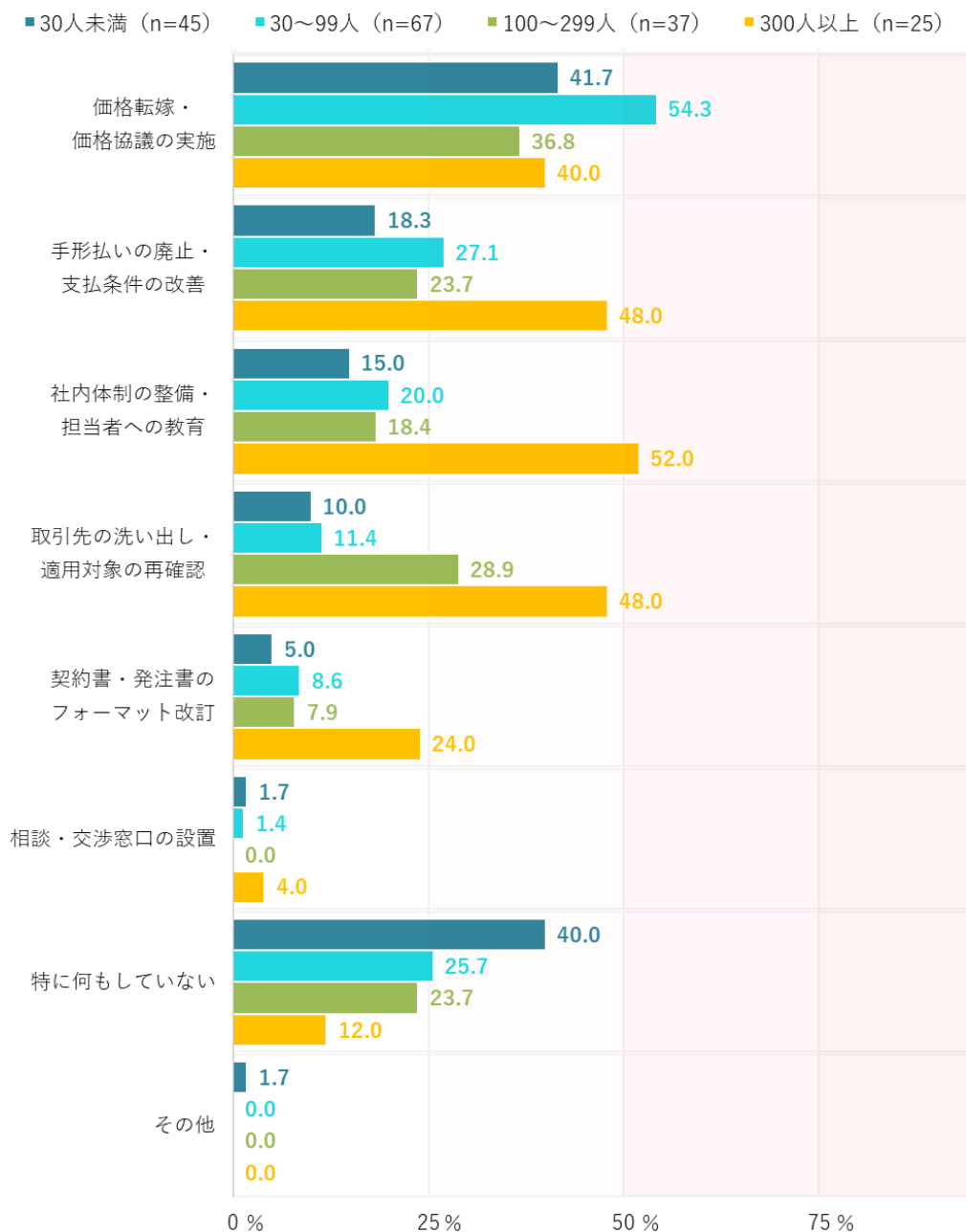
出所：常陽産業研究所「中小受託取引適正化法（旧下請法）の施行に関する企業調査（2026年）」

図表 2 - 1 取適法施行後の発注・調達業務での対応・見直し（業種別）



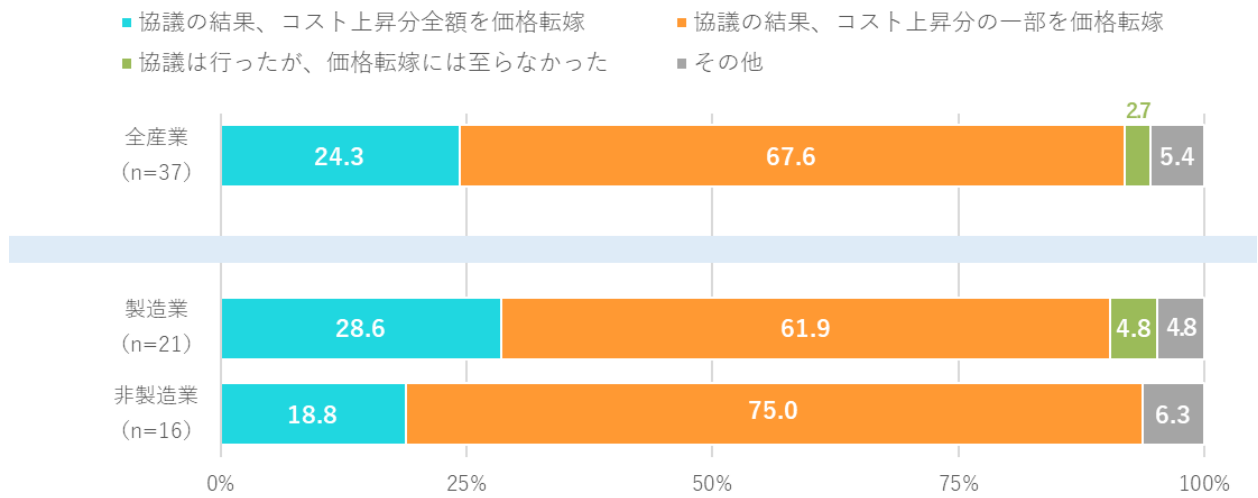
出所：常陽産業研究所「中小受託取引適正化法（旧下請法）の施行に関する企業調査（2026年）」

図表 2-2 取適法施行後の発注・調達業務での対応・見直し（従業員規模別）



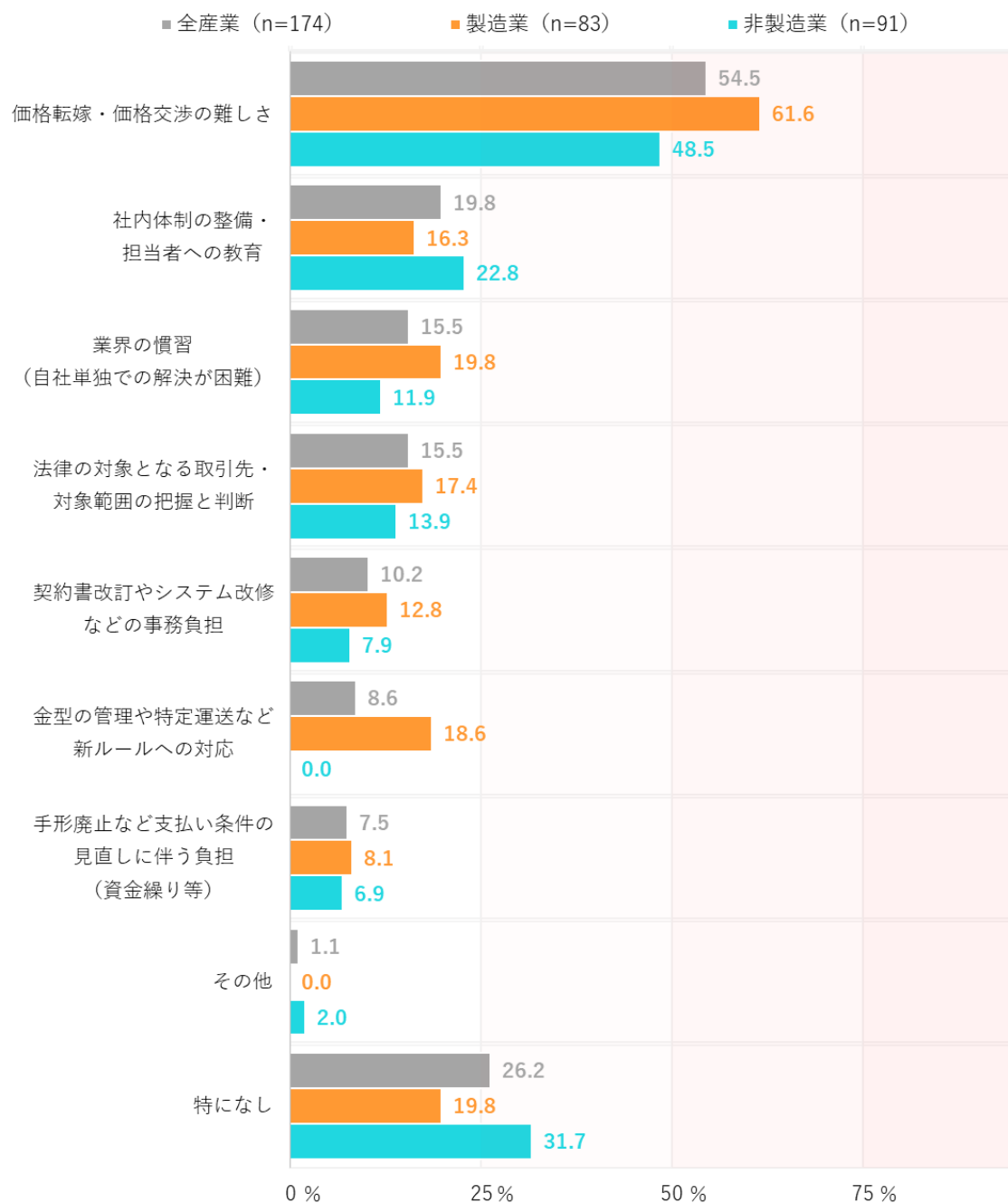
出所：常陽産業研究所「中小受託取引適正化法（旧下請法）の施行に関する企業調査（2026年）」

図表3 価格転嫁（値上げ）に関する協議の状況（業種別）



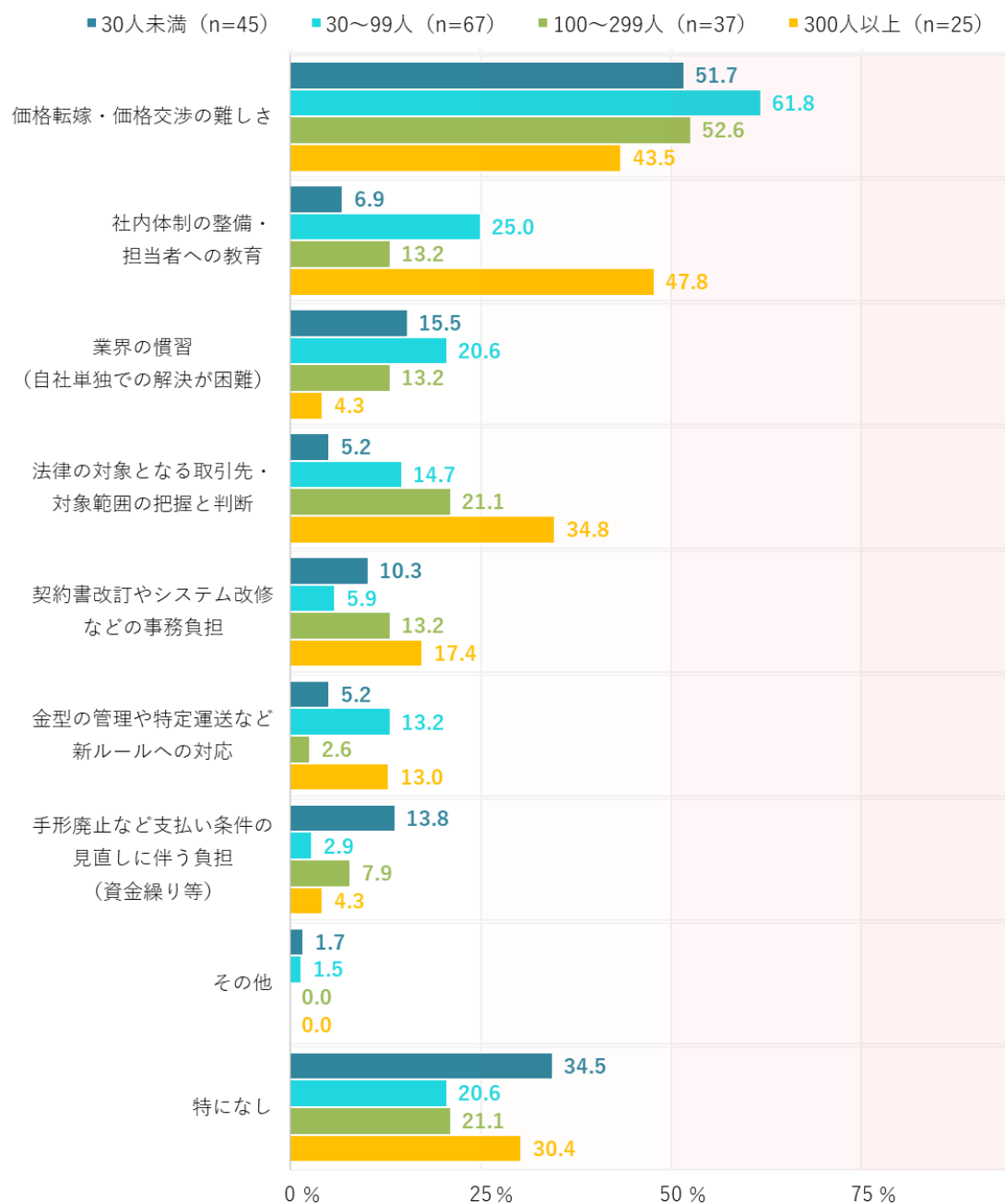
出所：常陽産業研究所「中小受託取引適正化法（旧下請法）の施行に関する企業調査（2026年）」

図表 4 - 1 取引の適正化に向けた課題（業種別）



出所：常陽産業研究所「中小受託取引適正化法（旧下請法）の施行に関する企業調査（2026年）」

図表 4 - 2 取引の適正化に向けた課題（従業員規模別）



出所：常陽産業研究所「中小受託取引適正化法（旧下請法）の施行に関する企業調査（2026年）」